令和4年5月使用分（6月請求分）から

水道料金を引き上げます

水道事業は、水道料金収入にて経営を行っています。施設の維持や老朽化した施設の更新、耐震化のための費用は、今後も継続して必要となってきます。

そのような中、人口減少に伴い、水道料金収入は年々減少していく見込みです。

平成23年度の料金改定以降、水道料金を据え置いてきましたが、水道事業の安定した経営のために、水道料金の改定を行うこととなりました。

ご理解とご協力をお願いいたします。

※今回は、下水道使用料の改定はありません。

老朽化で水道管が破裂し、水もれしている様子（市内）

料金改定が必要な理由

- 老朽化した施設の更新、耐震化のための建設改良費は継続して必要
- 給水人口減少による水道料金収入の減少
- 現在の水道料金を維持した場合、令和5年度に工事に必要な積立金が枯渇
- 計画的な建設改良事業ができなくなる
- 将来にわたって水道水を安定して供給するため

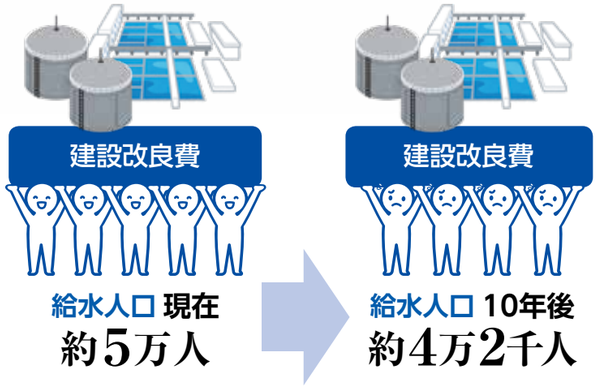

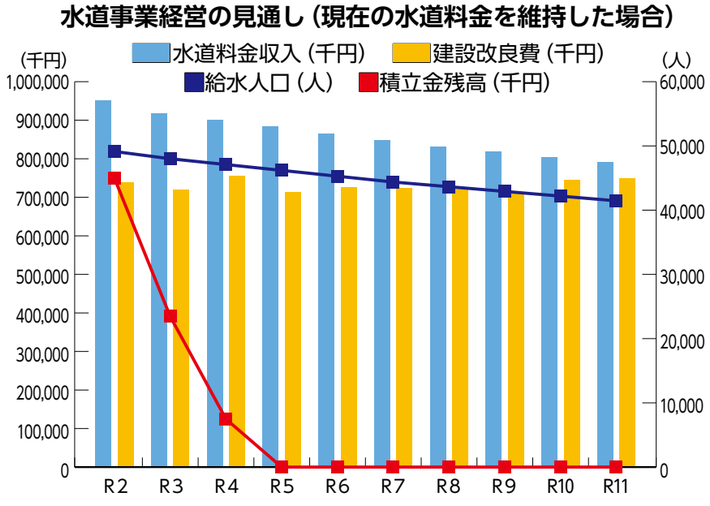

水道料金は次のようになります

■現行料金　（税抜き）

口径	基本料金	従量料金（1㎥につき）
13㎜	640円	
20㎜	870円	1～10㎥　85円
25㎜	1,500円	11～20㎥　105円
30㎜	2,100円	21～50㎥　150円
40㎜	3,150円	51～100㎥　180円
50㎜	6,400円	101㎥～　200円
75㎜	11,500円	臨時用　360円
100㎜	15,000円	船舶用　230円
150㎜	25,000円	一般公衆浴場用　70円

■新料金　（税抜き）

口径	基本料金	従量料金（1㎥につき）
13㎜	810円	
20㎜	1,100円	1～10㎥　107円
25㎜	1,890円	11～20㎥　133円
30㎜	2,650円	21～50㎥　189円
40㎜	3,970円	51～100㎥　227円
50㎜	8,070円	101㎥～　252円
75㎜	14,490円	臨時用　360円
100㎜	18,900円	船舶用　230円
150㎜	31,500円	一般公衆浴場用　70円

※今回は、下水道使用料の改定はありません。

計算例　口径13㎜で1カ月20㎥使用の場合

現行水道料金		新水道料金	
・基本料金	640円	・基本料金	810円
・従量料金	1,900円	・従量料金	2,400円
（内訳）	1～10㎥　85円×10	（内訳）	1～10㎥　107円×10
	11～20㎥　105円×10		11～20㎥　133円×10
・消費税	254円	・消費税	321円
・合計	2,794円	・合計	3,531円

約26% UP

経営改善の取り組み

隔月検針

水道メーターの検針は、現在、毎月行っていますが、令和4年4月から2カ月に1回の検針に変更し、経費削減を図ります（詳細は6、7ページに記載）。

水道施設の再構築

老朽化した施設の更新や耐震化を行うとともに、水道施設の統廃合を行うことで、施設維持費を縮減し、効率的な運営ができるようにします。

南郷地域については、飲肥浄水場から水道水を送るようにすることで、地震や津波における断水のリスクや榎原地区の水源の水質悪化などの問題も併せて解決することができます。現在、細田の下方付近において、送水管の布設工事を行っています。

送水管布設工事

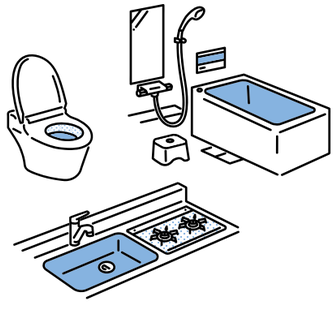

●問い合わせ　水道課　管理係　☎(31)1171